

前 年 度 【 令和5 年 度】 実 績

関 連 公 司					
社 名	名 称	担当部署	担当役員	電話番号	FAX
特別管理産業廃棄物を排出する事業場を統括的に管理する又は統括的に管理するに当たっての業務	特別管理産業廃棄物管理センター	特別管理産業廃棄物の管理	特別管理産業廃棄物の管理	特別管理産業廃棄物の管理	特別管理産業廃棄物の管理
大阪府豊中市豊国町2丁目1-1	パナソニックシステム株式会社 アパレル・ファッション事業部 豊中事業所	システム開発センター システム開発部	部長 神代	06-6362-1216	

特別管理産業廃棄物の種類		計 算 単 位 の 実 績 数 値														2019年度実績	
区分	品 名	① 排出量	② 自ら収集運搬した量	③ 自ら運搬委託した量	④ 自ら中間処理した量	⑤ ①の①から④までの差	⑥ 自ら中間処理した量の割合	⑦ 自ら中間処理した量の割合	⑧ 自ら中間処理した量の割合	⑨ 自ら中間処理した量の割合	⑩ 自ら中間処理した量の割合	⑪ 自ら中間処理した量の割合	⑫ 自ら中間処理した量の割合	⑬ 自ら中間処理した量の割合	⑭ 自ら中間処理した量の割合	2019年度実績	2019年度実績
		排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	排出量
1	①PCB汚染物	128.6														128.6	
2	②引火性廃油	9.22														9.22	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
合計		127	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	127	0

(注) ①～⑭(単位:重量%) ①:排出量 ②～⑭: 排出量のうち、自ら収集運搬した量、自ら運搬委託した量、自ら中間処理した量、自ら中間処理した量の割合

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第 1 面）

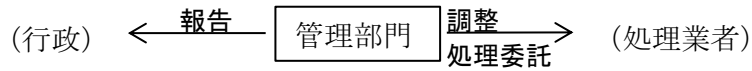
特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 2 6 日	
豊中市長 様	
住 所 福岡県福岡市博多区美野島四丁目1番62号	
提出者 パナソニック コネクト株式会社	
氏 名 代表取締役社長 樋口 泰行	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の 2 第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	パナソニック コネクト株式会社 プロセスオートメーション事業部 豊中事業所
事業場の所在地	大阪府豊中市稲津町3丁目1-1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	29:電気機械器具製造業
② 事業の規模	資本金 5億円
③ 従業員数	約1000人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	< PCB廃棄物関係 工程 > 管理部門 → 委託業者 < 引火性廃油 工程 > 製造・技術・CS部門 → 委託業者 ・製品塗装の塗料用溶剤 ・部品洗浄用 溶剤 ・製品加工・修理用材料

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

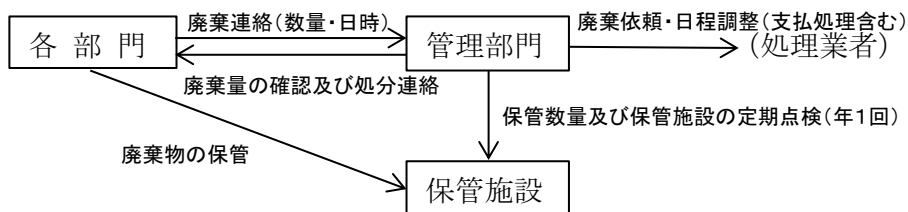
(管理体制図)

(管理体制図)

< P C B 廃棄物関係 管理体制 >



< 引火性廃油 管理体制(各部門共通) >



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	① P C B 汚染物	② 引火性廃油
	排 出 量	126.4 t	0.27 t
	(これまでに実施した取組)		
	・ P C B 廃棄物関係 →濃度区分を随時実施。 分別の徹底により処理困難物の減量化を図る。 ・ 引火性廃油→各工程の改善と補修材料の見直し		
②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	① P C B 汚染物	
	排 出 量	120 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	< P C B 廃棄物関係 > 委託業者との課題検討及び調整。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) < P C B 汚染物について > P C B 特措法における区分+処分業者の処理能力に応じた分別を実施
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状維持

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 該当なし		
②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により 減量した特別管理 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 該当なし		
②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により 減量する特別管理 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
該当なし			
②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
該当なし			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 令和 5 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	①P C B汚染物	②引火性廃油
	全 処 理 委 託 量	126.4 t	0.27 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	126.4 t	0.27 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	特になし		

|

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	① P C B汚染物	
	全 処 理 委 託 量	120 t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	120 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ＜ P C B廃棄物関係＞ 種別の明確化と分別を徹底し委託業者と処理を遂行する。		
	【前年度（ 令和 5 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く 。)	0.27 t	
電子情報処理組織の使用 に関する事項	(今後実施する予定の取組等) 特になし		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。